

令和3年 第7回教育委員会定例会議 会議録

1 日時 令和3年7月21日(水)

開会 13時00分

閉会 14時50分

2 会場 金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 出席委員(6名)

教 育 長	野 口 弘
教 育 委 員	田 邊 俊 治
〃	大 島 淳 光
〃	木 村 陽 子
〃	長 澤 裕 子
〃	櫻 吉 啓 介

4 欠席委員(1名)

教 育 委 員 丸 山 章 子

事務局

教育次長

担当次長(兼)教育総務課長

教育総務課課長補佐

担当次長(兼)学校職員課長

学校職員課担当課長・管理主事(兼)課長補佐

担当次長(兼)学校指導課長

学校指導課担当課長(兼)課長補佐

学校指導課主席指導主事

市立工業高校校長

市立工業高校副校長

市立工業高校事務局長

担当次長(兼)生涯学習課長

加 藤 弘 行

堀 場 喜 一 郎

(除く議案第19～21号)

釜 本 賢 治

(除く議案第19～21号)

中 村 健 一

(除く議案第19～21号)

田 村 創

(除く議案第19～21号)

寺 井 義 春

(除く議案第19号)

藤 尾 裕

(除く議案第19号)

貞 廣 賢 了

(限る議案第20～21号)

田 鶴 直 人

(除く議案第20～21号)

西 東 直 人

(限る議案第19号)

池 田 善 隆

(除く議案第20～21号)

安 宅 英 一

(除く議案第19～21号)

図書館総務課長
(兼) 玉川図書館長
(兼) 近世史料館長、城北分館長
教育プラザ総括施設長
(併) こども相談センター所長
学校教育センター所長

岩井隆之
(除く議案第19～21号)
今寺誠
(除く議案第19～21号)
熊谷有紀子
(除く議案第19～21号)

5 案件

非 議案第21号 令和4年度使用教科書の採択事務処理について (学校指導課)

[非公開議案の審議結果について]

○ 議案第21号 令和4年度使用教科書の採択事務処理について (学校指導課)

(説明の概要) 議案書2ページ。本市においては、金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱に基づき、採択事務を行っている。採択年度においては、第3条にあるように、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を置き、第4条第1項により選定委員会の意見を聴くことになっている。また、第5条により、選定委員会は専門的事項を調査研究させるため、教科用図書調査委員会、および各学校に教科用図書研究委員会を置くことになっている。

4ページは、昨年度の採択事務についてまとめた資料である。昨年度はコロナ禍ではあったが、国の通知に基づき、このような採択事務を行い、教育委員の皆さまをはじめ、学識経験者、保護者代表の皆さま、各学校の多くの先生方にご尽力いただき、令和3～6年度の4年間使用する中学校の教科書の採択を行った。

5ページからは、昨年度末に文部科学省より発出された令和4年度使用教科書の採択事務処理の通知である。1の(1)(2)には、小学校や中学校の教科書は基本的に今年度使用している教科書と同一のものを来年度も採択しなければならないことが明記されている。しかしながら、1の(2)の2段落目以降に、例年と異なる留意事項が示されている。抜粋して読み上げると、「なお、令和3年度においては、自由社の『新しい歴史教科書』について、(中略)令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である」と示されている。つまり、通常であれば来年度も今年度と同一の教科書を使用しなければならないこととなっているが、検定を経て新たに発行されることとなった教科書が1者あることから、採択替えを行うことも可能となった。

なお、留意点にあるように、「(ア)採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみ」、つまり中学校の社会科歴史分野のみであることや、「(イ)採択替えを行うか否かは、採択権者(つまり教育委員会)の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯および内容等を踏まえて判断することも考えられること」と明記されている。

これらの通知に基づき、教育委員の皆さまには、事前に新たに発行されることとなった自由社の歴史教科書や、石川県教育委員会が作成した調査研究資料、令和2年度における調査研究資料、今年度の教科書展示会に寄せられた市民の意見等を事前に配付したという経緯である。なお、今年度の教科書展示会については、13ページにあるように、6月11～24日に金沢市教育プラザ富樫のティーチャーサポートセンターブース8にて開催し、27名が来会し、27枚の意見書が寄せられた。また、14ページから19ページには、その他の金沢市内の展示会場を含めて、市民等から寄せられたご意見を一覧にまとめさせていただいた。なお、20ページには、今年度

事務局に送付された要望書を掲載させていただいた。

令和4年度使用教科書の採択事務処理について、本市としてどのような対応をしたらよいのか、お諮りしたい。

教育委員

今回、中学校の社会科歴史分野で、文部科学大臣の検定を経て新たに認められた教科書が出てきました。国の通知は異例なような気もするのですが、よくあることなのでしょうか。それから、再申請という記述がありますが、この自由社の教科書は、昨年度は発行されなかったのでしょうか。

事務局

採択事務の処理についての通知は、毎年度末には出ておりました。ただ今回、新たに発行される教科書があるということで、その内容について、先ほど申し上げたような部分が付加されて通知が出されているということです。また、今回のように新たに発行される教科書が出てきたことについては、少なくとも本市において過去10年間、採択年度ではない年に教科書が新たに発行されることはありませんでした。

2点目の再申請についてですが、自由社の教科書については令和元年度、文部科学大臣の検定で一度不合格となったため、昨年度は発行されませんでした。しかし、再申請が行われ、令和2年度に検定に合格したため、今年度発行されることになりました。

教育委員

通知は毎年こういった形で出されるとのことでしたが、再申請の記述を含んだ文面はあまり例がないような気がします。こうしたケースでの採択事務はこれまであったのでしょうか。

事務局

このようなケースは初めてで、同様の採択事務を行ったこともこれまでありません。初めてのケースですので、どのような事務処理を行うのがよしいのか、採択権者である教育委員会にお諮りするということです。

教育委員

昨年度採択した育鵬社の教科書と今回の自由社の教科書の二つから選ぶということでしょうか。

事務局

公平な採択を行うためには2者の比較、つまり自由社と育鵬社の2者の比較ではなく、昨年度審議していただいた7者と自由社を合わせた計8者について、改めて審議する方が適切であると考えています。

教育委員

今日の協議ですが、これまでどおり選定委員会、調査委員会等を開催した上で、歴史的分野の教科書8者について審議して採択を行うのか、それとも県の選定資料や昨年度の審議結果を踏まえて、現行の教科書を継続採択するのか、これらについて教育委員会の権限と責任で判断するというところでよろしいでしょうか。

事務局

委員のおっしゃったとおりです。採択権者としてどのような採択事務処理を行うのかを判断していただくこととなります。

教育委員

昨年、私は参加していないのでお聞きしたいのですが、昨年はどのぐらいの時間をかけて審議されたのですか。

事務局

昨年度の審議時間は、選定委員会が4日間で13時間19分、教育委員会会議は4日間で13時間48分となっています。なお、これらの審議の基となる資料を作成するために、市内全ての中学校で研究委員会を設置し、調査研究していただいています。また、教科の専門性の高い現場の先生方57名にも約4週間調査研究していただき、2日間にわたって報告書を作成していただきました。

教育委員

かなり時間をかけて慎重に審議されているということですね。

事務局

大変丁寧な審議をしていただいたと思っています。

教育委員

昨年度は新型コロナウイルスの拡大により、この定例会議も中止になるぐらい、非常に厳しい状況が続いた中で、教科書採択を行うことそのものもなかなか厳しい状況だと感じていましたが、教科書採択をしなければならぬという節目の時期であり、学習指導要領が改まった大事な時期でもあったので、感染症対策に配慮しながら、十分な時間を費やして審議を進めてきたと思っています。

今年度、再び十分慎重に、時間をかけての会議を改めて行えるのかというと、今、感染状況はかなり拡大している状況ですので、昨年度と同じように選定委員会を立ち上げて、各学校での議論を行っていくことが可能なのかというと、なかなか難しいのが実情だと思っています。昨年度、慎重な審議で決定した教科書でもありますので、改めて検討し直すということは、非常に強い理由がない限り、適切ではないのではないかと思います。

自由社の教科書については、新たに合格されたということですが、教科書採択のサイクルに沿って、今回の採択の折に比較しながら選ぶ手続きが適切ではないかと考えています。

教育委員

私も同じ考えを持っています。新たに発行された教科書を見せていただいたのですが、大変読み応えがあるように思いました。大人が見ても面白く、興味深い内容が多く含まれていたように感じます。一方、使われている言葉が少し難しいところもあると思いました。現在使っている教科書は、私たち教育委員の総意をもって、子どもたちが興味を持って学べるという視点で決めた教科書ですので、現在使っている教科書を使用する方向でいいのではないかと思います。

教育委員

今回、私は8者の教科書に一通り目を通したのですが、各者特色が出ていると感じました。今回、新たに発行された教科書と現在使用している教科書、その他の教科書の近現代のところを中心に読み比べると、身に付けたい資質・能力という観点で考えたときには、大きな差はないと感じました。

また、市民の方のご意見も拝見しました。歴史的事象や記載に関する様々な見解があって一つ一つ見比べていたのですが、私が中学校のときに使った教科書と内容がかなり異なっている部分がありました。30、40年経つ間に新しい研究が進んで、これまでの記載内容と違う表記や見解に修正されている内容も結構あったように思います。教科書の内容は今後どんどん変わっていくものだと思うので、研究が進めば、近現代であっても記載はどんどん変わっていくものではないかと思います。

それぞれの教科書に違いがあっても、検定に通っているのであれば、明らかに今回、新しく検定を通った自由社でなければならないという理由もないし、他のものでないといけないという理由もないのではないかと感じています。

昨年、かなり時間をかけたということなのですが、今年も同じような時間をかけられるのでしょうか。

事務局

今年度については、県の通知に基づき、9月3日までに県へ報告することになっているので、選定委員会等を実際に行っていくとなると、大変厳しい日程になることが予想されますが、不可能ではありません。しかし、委員の皆さまからもご意見がありましたが、コロナ禍で本市も感染状況が厳しい状況を迎えている中であり、今後、昨年度と同じような選定委員会、

調査委員会、学校での研究委員会が行われることについては、不透明な状況であると捉えています。

教育委員

国の通知等で採択替えを行うことも可能であるという表現をされているのですが、昨年度あれだけ時間をかけて、教育委員会以外の学校関係者や専門家、あるいは保護者等、本当にたくさんの方と連携しながら、最終的に採択に至っており、あれが最終的な意思決定だったと思っています。再度採択をやり直すというのは非常に考えにくいと思っています。

また、我々の存在意義は、学校現場と子どもたちがより良い教育環境をつくっていくことではないかと思っています。それに対して、今回仮に採択替えを行った場合に、既に学校現場で使用されているものを白紙に戻す形になるので、混乱が生じると思います。そういったことは避けるべきであり、私は採択をもう一度行う必要はないと思います。

教育委員

私も現在使用している教科書を継続使用するのがいいと考えています。教科書採択に当たっては、適正な手続きの保障と、教材としての安定性の2点が重要だと考えています。まず、子どもたちが学ぶ教科書は、学習指導要領に則って、教育委員会が多角的観点からその適格性を審査するという適正な手続きの下で採択されなければならないと思います。そして、教科書は子どもたちが日常的に使用して、教員がこれに依拠して授業を構成していくものという最も基本的な教材であることに鑑みれば、適正な手続きの下、採択された教科書は、いったん採択されたならば基本的な教材として一定の安定性が保障されるべきだと考えています。適正手続きを経た採択と基本的な教材としての保障の二つの要請を調整するものとして、4年に一度の周期で教科書は見直されていると考えています。

今回のケースは、先ほど事務局がご説明くださったように、昨年度に選定委員会や調査委員会を開催して、対象となる教科書に対して綿密な調査研究と熱心な審議の結果、現在使用されている教科書が採択に至ったので、採択手続きの適性は満たされているといえます。そうであるならば、教材としての安定性にも配慮して、現時点で再度審議すべきではないと考えています。

また、資料6ページの(2)(ウ)に「新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書または新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能である」と書いてあります。改めて審議して採択した結果、全く違う教科書を採択することも可能となれば、4年に一度の採択年度以外に教科書が発行されれば、採択の全てが常にやり直しできることにもつながりかねません。このような事態は、先ほど申しました4年に一度の周期で教科書を見直すという運用の趣旨を没却してしまうのではないかと考えます。

これはやはり教育現場や子どもたちに良い影響を与えないのでは、という委員が先ほどおっしゃってくださったことと同じと考えています。

教育委員

私も採択の4年間のサイクルを遵守すべきではないかと考えます。異例の形で合格になった自由社の教科書ですが、合格したということで教科書としての水準を満たしていることは十分に分かるのですが、先ほど説明がありましたように、これまでに前例のない形での手続きによる異例な要請でもありますので、前例のないことを行うことは、これからの前例になります。ましてや、コロナ禍の状況下で多大な時間を再度費やすことは困難でもあり、仮に万が一、採択替えとなれば、現場の先生方が混乱してしまうことも十分予想されますので、そういうことは避けて、4年間の採択サイクルを守るべきであると思います。新たに合格した自由社の教科書は、次回審議の中で十分検討するという判断が妥当だと考えています。

教育委員

私も、子どもたちにとってふさわしい教科書であるかという視点で考えています。県の選定資料を頂いたのですが、多面的・多角的に考察できるような配慮されているというよい評価だったと思うのですが、子どもたちにとっては、教科書が途中で変わると混乱するのではないかという思いは非常にあります。加えて、昨年度採択した育鵬社の教科書は、伝統文化を尊重する態度を養えるような配慮があり、金沢の子どもたちにはふさわしいのではないかという思いがあります。今回、あえて採択を行う必要はないと思います。

教育委員

展示会でも市民の皆さんから27件に及ぶご意見を頂戴しています。歴史認識については様々な考え方があるのが実態ですので、どの発行者であっても、検定を経た教科書ということからすれば、いろいろな見方、多面的・多角的な見方・考え方を教科書の中に反映しています。いずれも学習指導要領に基づいて指導することを考えれば、特に問題がないと捉えています。昨年度の採択結果を踏まえて、それを尊重していくべきではないかと考えています。

教育長

これまでのご発言からは、現行の教科書を継続して使用すべきであるというご意見であったと捉えています。

教育委員

先ほどから委員の皆様方のお話を聞いていても、昨年度慎重に審議された上での採択ですし、もし今、現場の教科書が変わると、その教科書に合わせて教材を作ったり研究したりした労力がまたゼロからとなると、本当に現場も混乱するでしょうし、先生方の超過勤務を減らそうと努力されている中、適切な選択とはいえないと思います。子どもたちも混乱すると思うので、現行の教科書の継続使用がいいと思います。

教育長

今日は残念ながらご都合でご欠席になっている委員からは、どのようなご意見を頂戴しているか、もしございましたら、ご説明いただけますか。

事務局

委員からは次のようなご意見を頂いています。「学校では今の教科書を使って勉強し始めたところですが、もし採択替えが行われると、先生方はせっかく作成した教育課程や教材を作り直すことになり、生徒の学習の妨げになることも心配されます。また、今後も採択年度でない年に教科書が発行されるたびに調査研究すると、現場に大きな負担がかかりますので、4年間の採択のサイクルを変えないためにも、昨年度の結果を尊重したいと思います。ただし、当日は出席がかないませんので、他の委員の皆さまの決定に一任します」というご意見を頂いています。

教育長

委員のご意見も、これまで皆さんからお出しいただいたご意見と相違はありませんでしたので、本市としては、昨年度採択した教科書を引き続き使用するということがよろしいでしょうか。

教育委員

異議なし。

以 上

**令和3年度
金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択関係資料**

- 1 令和4年度使用教科書の採択事務処理についての審議結果
- 2 金沢市教育委員会議会議資料及び会議録（教科書採択に係る部分）
 - (1) 第7回定例教育委員会議資料（7月21日開催）
 - (2) 第7回定例教育委員会議会議録
- 3 金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱
- 4 令和4～6年度使用中学校用教科書 石川県教科用図書選定資料
- 5 令和4年度使用教科書の教科書編修趣意書（中学校社会科（歴史的分野）自由社）
- 6 中学校学習指導要領

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、金沢市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について公正且つ適正な実施を図ることを目的とし、採択取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「教科用図書」とは、学校教育法第34条第1項（同法49条及び第62条において準用する場合を含む。）及び同法附則第9条に規定する教科用図書をいう。

(金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置)

第3条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(教科用図書の採択)

第4条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択しようとする場合は、選定委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書が無い場合は、教育委員会は、現行の教科用図書を採択した際の選定委員会の答申書をもとに、採択を行うことができるものとする。

(教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会の設置)

第5条 選定委員会は、専門の事項を調査研究させるため、教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）及び各学校に教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

(選定委員会の役割及び構成)

第6条 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、調査委員会及び研究委員会の報告に基づいて審議し、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する。

2 選定委員は12名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 金沢市PTA協議会役員

(3) 学校関係者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員となることができない。

4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを選任する。

6 委員長は、会務を統括する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(選定委員会の会議の招集)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査委員会の委員の委嘱)

第8条 調査委員会の委員は、選定委員会が委嘱する。

(選定委員及び調査委員の任期)

第9条 選定委員及び調査委員の任期は当該年度末までとする。

(公表等)

第10条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 当該教科用図書の種類

(2) 当該教科用図書を採択した理由

(3) 教科用図書の研究のために作成した資料

(4) 当該教科用図書の採択に係る教育委員会の会議の議事録

(5) その他教育委員会が適当と認める事項

2 教育委員会は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第6条の規定に基づき公開請求があったときは、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づき、公開するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年5月17日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

編 修 趣 意 書

(教育基本法との対照表)

※受理番号	学校	教科	種目	学年
102-307	中学校	社会	歴史的分野	1-3
※発行者の番号・略称	※教科書の記号・番号	※教科書名		
225 自由社	歴史 712	新しい歴史教科書		

1. 編修の基本方針

編修の基本方針は、教育基本法第2条に規定された教育目標を達成するため、学習指導要領・歴史的分野の3つの目標に即して、「思考力、判断力、表現力等」を養うことのできる歴史教科書とすることである。

さらに具体的には、上記の課題を実現するため、学習指導要領の示すところに忠実に従い、とりわけ、目標(2)で規定された「歴史に関わる事象の意味や意義、伝統と文化の特色などを、時期や年代、推移、比較、相互の関連や現在とのつながりなどに着目」して考える手助けとなる教科書をめざすことである。

2. 対照表

図書の構成・内容	教育基本法第2条の徳目（【 】で表記）との対応と、特に意を用いた点や特色	該当箇所（ページ）
本文の他に、各単元内にミニコラムを置いて歴史事象の関連や背景に踏み込み、さらに、1ページコラム、2ページコラムなどを配置	【幅広い知識と教養を身につけ】 単元の頁に適宜配置されたミニコラムの文章教材の他、1ページコラムおよび2ページコラムが、歴史に厚みと奥行きを与える独自の読み物として、幅広い知識と教養を身につけさせる入口となるよう配慮した。（第2条第1号）	全体
コラム・正確な日本地図をつくった伊能忠敬	【真理を求める態度を養い】 地球の大きさを実測して知りたいという科学的探求の熱意と努力が、正確な日本地図の作成につながっていったことを記述した。（第1号）	135
コラム・赤穂浪士と武士の忠義	【豊かな情操・道徳心を培う】 忠義とは自己の属する共同体を守るため「私」を超えて「公」のために尽くすことであることを歴史上の物語によって示した。	138
コラム・日本の実業家の伝	渋沢栄一が商人としての誇りと高い道徳心を説き、「	204-205

<p>続をつくった渋沢栄一</p> <p>コラム・東日本大震災と日本人</p>	<p>論語と算盤」という言葉に象徴される、日本の実業家の伝統をつくったことを記述した。</p> <p>世界から絶賛された日本人の冷静・沈着なふるまいと、自己犠牲の精神を明らかにし、日本人の道徳心について考える手がかりとした。(第1号)</p>	<p>282</p>
<p>コラム・水泳ニッポンと1964年の東京五輪</p>	<p>【健やかな身体を養う】</p> <p>「フジヤマのトビウオ」とあだなされた古橋広之進らの活躍が、敗戦に打ちひしがれていた日本人を励まし、1964年の東京五輪が大成功に終わったことを述べた。(第1号)</p>	<p>269</p>
<p>コラム・福沢諭吉の『学問のすすめ』と脱亜論</p>	<p>【個人の価値を尊重し】</p> <p>「一身独立して、一国独立する」という名言をもとに、日本人一人ひとりの独立心と主体性こそが一国の独立のもとであるという福沢の思想を紹介し、個人の価値を尊重する態度の育成に資するように配慮した。(第2号)</p>	<p>187</p>
<p>序章第4節・人物を通して時代をとらえる、の中で「からくり儀右衛門」こと田中久重を取り上げた</p>	<p>【その能力を伸ばし、創造性を培い】</p> <p>序章の人物学習の中で、日本のものづくり技術の高さを示す事例として、「からくり儀右衛門」こと田中久重を取り上げ、日本人の創造性に気付かせるように配慮した。(第2号)</p>	<p>17</p>
<p>コラム・二宮尊徳と勤勉の精神</p>	<p>【職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと】</p> <p>江戸時代に勤勉の精神を説いた二宮尊徳は、勤労を美德と捉える日本人の伝統をつくり出した。同時に尊徳は理財家としての合理的側面も兼ね備えていたことに気付かせるように配慮した。(第2号)</p>	<p>139</p>
<p>ニコラム・迫害されたユダヤ人を助けた日本人・樋口季一郎と杉原千敏</p>	<p>【正義と責任】</p> <p>迫害されたユダヤ人を助けた日本軍人や外交官は、正義にかなった責任ある行動をとったものであることが理解できるように配慮した。(第3号)</p>	<p>237</p>
<p>序章第4節・日本人最初の女子留学生・津田梅子</p> <p>ニコラム・ペリーは日本人をどう見たか</p>	<p>【男女の平等】</p> <p>序章の人物学習で、伝記記述の事例として「日本人最初の女子留学生・津田梅子」を取り上げ、世界的な視野を持ち、近代日本女性の教育に生涯を捧げたことに注目させるよう配慮した。</p> <p>幕末に書かれた「ペリー遠征記」を引用し、外国人の客観的視点から、日本社会で日本の女性が高い尊敬を受けていることを紹介した。(第3号)</p>	<p>18</p> <p>159</p>
<p>コラム・勇気と友情の物語・</p>	<p>【自他の敬愛と協力を重んずる】</p> <p>イラン・イラク戦争の最中に、孤立した日本人を助け</p>	<p>280-281</p>

<p>世界と交流した近代日本</p>	<p>るため救援機を出したトルコ。その背景には、95年前に、遭難したトルコの軍艦エルトゥールル号の乗組員を和歌山県串本町の人々が懸命の救援をして助けた歴史があった。台湾では日本が派遣した技術者・八田與一が東洋一のダムをつくって台湾の人々を救った物語を紹介した。</p> <p>(第3号)</p>	
<p>資料・十七条の憲法</p> <p>コラム・明治維新とは何か</p>	<p>【公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う】</p> <p>聖徳太子の十七条の憲法を、全文にわたって平易な現代語で記載し、この中で初めて「公」の観念と国家の理想が提起され、「公」のために働く役人の心構えが示されたことを理解できるように配慮した。</p> <p>公のために自己犠牲をいとわない武士の規範と精神が、世界に例のない明治維新という変革を可能にしたことを理解できるように配慮した。(第3号)</p>	<p>45</p> <p>170-171</p>
<p>ミニコラム・戦争と全体主義の犠牲者</p>	<p>【生命を尊び】</p> <p>20世紀は人類史上最も文明の発達した世紀でありながら、2度の世界大戦と2つの全体主義の犠牲者が約1億6000万人に達するという冷厳な事実を指摘し、21世紀には二度とこの愚行を繰り返すことのないよう訴えた。(第4号)</p>	<p>275</p>
<p>コラム・エコロジー都市江戸</p>	<p>【自然を大切にし、環境保全に対する態度を養う】</p> <p>当時世界一の人口をかかえた大都市・江戸が、完備された上下水道と無駄のない資源再生システムを有していたことを述べた。(第4号)</p>	<p>140</p>
<p>単元6・自然の恵みと縄文文化／コラム・和の文化縄文</p> <p>コラム・国譲り神話と古代人</p> <p>コラム・日本の天皇と中国の皇帝</p> <p>ミニコラム・元号を使い続ける日本</p>	<p>【伝統と文化を尊重し】</p> <p>縄文時代が争いのない、豊かで調和のとれた社会であり、自然との共生、人と人との和をもとにした持続可能な安定した社会であったこと、そこから日本社会に特有な和の伝統が生まれたことを示唆した。</p> <p>神話の中に投影された、政策決定における合議、敗者を手厚く遇することなど、日本人の伝統的思想が読み取れるように配慮した。</p> <p>《コラム・日本の天皇と中国の皇帝》などによって、古代から現代まで皇室が日本の伝統と文化の中心であり、独自の文明の象徴であったこと、また神話に淵源を持つ皇統が現在も継続していることが世界的に見て希有の存在であることに気付かせるよう配慮した。</p> <p>元号は東アジアの漢字文化圏で行われていた長い伝統であったが、近代の革命その他の原因で消滅し、現在では元号を使い続けているのは日本だけであることを述べた。(第5号)</p>	<p>30-33</p> <p>40-41</p> <p>53</p> <p>49</p>

<p>グラビア・日本歴史の舞台</p> <p>序章第3節・地域の歴史を調べる</p> <p>コラム・外の目から見た日本(シリーズ)</p> <p>コラム・日露戦争を戦った日本人</p>	<p>【それらを育ててきた我が国と郷土を愛する】</p> <p>高度1万メートルから見た航空写真には縄文以来の豊かな自然の恵みが、1千メートルからは日本の歴史を支えた生産力の基礎となる稲田の広がり、そして、100メートルからはものづくりの現場でもある町工場が見えてくる、という設定で、日本の国土を愛し、そこで培われた歴史を愛する素地が自然と生まれるように工夫した。</p> <p>堺市の歴史を取り上げ、古代から近代まで、郷土に刻まれた歴史を探究することを通して、郷土を愛する心情の土台がつけられるように配慮した。</p> <p>《コラム・外の目から見た日本》を各時代に配し、話題として、魏志倭人伝、宣教師が見た日本、世界が見た日露戦争、大東亜戦争とアジアの独立、を取り上げた。</p> <p>これらの教材を通して、それぞれの時期に日本人を観察する機会があった外国人が日本人の高い道徳性を公正に評価していることに気付かせ、肯定的な自画像を結ばせることで、我が国への誇りと愛国心が自然な形ではなくまれるように配慮した。</p> <p>沖縄の宮古島に伝わる「久松五勇士」の話題を通して、軍人や兵士だけではなく、銃後の庶民も愛国心を発揮して日露戦争をたたかったことを象徴的に示すことによって、我が国を愛する心情を養うことに資するよう配慮した。(第5号)</p>	<p>2-3</p> <p>12-15</p> <p>35、116、196、248-249、</p> <p>194-195</p>
<p>コラム・外の目から見た日本(シリーズ)</p> <p>コラム・迫害されたユダヤ人を助けた樋口季一郎と杉原千畝</p> <p>コラム・勇気と友情の物語―世界と交流した近代日本</p>	<p>【他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う】</p> <p>他者や他国からの視点と評価を学ぶことによって、他国を尊重し、国際社会の中で生きる日本人の資質の土台をつくるように配慮した。</p> <p>ユダヤ人を助けた日本人の事績を紹介し、勇気をもって、他国・他民族を苦境から救う行為の尊さに気付かせるように配慮した。</p> <p>トルコと台湾との関わりを例にして、他国を尊重することの大切さを理解できるように配慮した。(第5号)</p>	<p>41、120、180-181、208、248、276</p> <p>237</p> <p>274-275</p>
<p>3. 上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色</p>		
<p>教育基本法第5条に示された義務教育の目的のうち、「各個人の有する能力を伸ばす」ために、歴史の基礎知識を身につけるとともに、歴史に対するより高いレベルの知的関心にも答える構成を工夫した。</p> <p>また、学校教育法第21条に規定された義務教育の目標を達成するため、①規範意識、公正な判断力、公共の精神にかかわる教材の選択を重視し、②我が国と郷土を愛する態度の育成に資することを目指し、③文章や会話を中心とした表現能力を育てることも重視した。以上の詳細は、様式第5-2学習指導要領との対照表の中で述べる。</p>		

編 修 趣 意 書

(学習指導要領との対照表、配当授業時数表)

※受理番号	学校	教科	種目	学年
102-307	中学校	社会	歴史的分野	1-3
※発行者の番号・略称	※教科書の記号・番号	※教科書名		
225 自由社	歴史 712	新しい歴史教科書		

1. 編修上特に意を用いた点や特色

(1)教育基本法第2条に掲げられた約20の徳目(教育目標)を達成することを最も重視し、その方法として、学習指導要領で目標(2)の中に規定されている「我が国の歴史に対する愛情、国民としての自覚」を涵養することに役立つ歴史教科書を目指す。ただし、その場合、「歴史に対する愛情」は、「多面的・多角的な考察や深い理解として涵養される」ものでなければならない。これが、歴史を語り、書く基本的な姿勢である。

(2)学習指導要領は、上記の目標を達成するための手段として、歴史的分野で扱う社会的事象の見方・考え方を提起し、その内容として「社会的事象を、時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にし、事象同士を因果関係などで関連付けること」という観点を示した。本教科書は、まさにこの観点から、全体を構造的に関連付けて構成した。

(3)上記の課題に迫るための具体的な編集上の工夫を以下に列挙する。

①教科書本文の文体を、子どもに親しみやすい「です・ます」体にするとともに、内容は分かりやすく面白く、生徒の興味をかき立て、知的好奇心に訴えるものとなるように工夫した。

②教科書の単元の周辺には、本文を補足し、発展させる多くの教材を配置した。それらの教材には通し番号をつけて言及しやすくするとともに、次のような多彩なカテゴリーを設けた。

・注 ・歴史資料(史料)となる文書 ・年表 ・地図 ・図版 ・写真 ・小さなコラム

・知っとくポイント(これは直接単元の内容と密接につながっているわけではない豆知識を盛り込んだ)

③欄外には、年表を置き、その単元で学ぶことが、このモノサシ年表でどこに位置するかを明確に意識できるようにした。

④単元の末尾には「チャレンジ」という記事を置き、単元ごとに簡単な知識の整理が出来るようにした。

⑤男女の子どものキャラクターを適宜配置し、そのセリフによって学習のポイントを示唆するとともに、学習の場を和ませることを意図した。

⑥単元の概説的な記述ではまだ歴史の深さを実感するには不足していると考えられた場合、1ページ、または2ページのスペースをとって、大型のコラム記事を配置した。これによって、生徒は歴史をさらに深く学び考える素材を与えられるであろう。

⑦各章の章末には、次の4つの記事を配置するのを提携とした。

○調べ学習のページ 生徒の探究をうながす課題学習のページである。

○復習問題のページ 基礎的な用語・知識の定着をはかるための問題を作成した。

○時代の特徴を考えるページ ここでは、「歴史用語ミニ辞典」を生徒がつくるという課題を与え、かつその方法として3文でまとめる手続きを示した。その他、時代比較の問題、人物比較の問題、「ひとこと」作文、意見交換会、などの多彩な学習課題を提起し、学んだことを自分で構造化するレッスンの場とした。

○対話とまとめ図のページ 兄弟・姉妹のキャラクターによる、時代の鳥瞰・大観のための対話変とした。また、まとめ図では、時代の特徴を様々な手法を駆使して構造化して示した。

⑧巻末には、重要用語解説のページをつくり、本文で十分扱えなかった用語の明確化をおこなった。

⑨巻末には、世界各国・王朝の興亡一覧という資料を配置した。これは、世界的な内容を整理する上でも役立つに違いないと考える。

⑩元号→西暦早見表は、歴史小説などを読むときにも使える、便利な資料となるはずである。

2. 対照表

図書の構成・内容	ページ	学習指導要領の内容	配当時数
日本の世界遺産 旧国名と都道府県名 歴史を学ぶとは 日本歴史の舞台	巻頭グラビア 同上 2 3	目標の(3)文化遺産の尊重 内容の取扱いのイ・地図の活用 目標(1)わが国の歴史の大きな流れ	1
序章 歴史のとらえ方 第1節 歴史と物語と史料 第2節 年代の表し方と時代区分 第3節 地域の歴史を調べる 第4節 人物を通して時代をとらえる	7-68 8 9-11 12-15 16-18	目標(1)諸資料の活用 A 歴史との対話(1)ア(ア)年代の表し方・時代区分の意義 A(2)身近な地域の歴史 A(1)イ(ア)歴史上の人物・時代区分とのかかわりを考察	5
第1章 古代までの日本 第1節 世界の古代文明と宗教の起り	19-68 20-29	B 近世までの日本とアジア (1) 古代までの日本・ア	

<p>第2節 日本列島における国家形成</p> <p>第3節 律令国家の形成</p> <p>○調べ学習のページ</p> <p>○復習問題のページ</p> <p>○時代の特徴を考えるページ</p> <p>○対話とまとめ図のページ</p>	<p>30-43</p> <p>44-63</p> <p>64-65</p> <p>66</p> <p>67</p> <p>68</p>	<p>同上(イ)日本列島における国家形成</p> <p>同上(ウ)律令国家の形成</p> <p>目標(1)諸資料からまとめる</p> <p>内容の取扱い(1)基礎的・基本的事象の選択</p> <p>同上・時代の特徴・時代の転換</p> <p>同上</p>	<p>24</p> <p>(18単元+6)</p>
<p>第2章 中世の日本</p> <p>第1節 武家政治の成立とユーラシア</p> <p>第2節 武家政治の展開</p> <p>○調べ学習のページ</p> <p>*以下、第1章に同じ</p>	<p>69-100</p> <p>70-83</p> <p>84-95</p> <p>96-100</p>	<p>B(2)中世の日本</p> <p>同上(ア)モンゴル帝国の拡大によるユーラシアの結びつき</p> <p>同上(イ)</p> <p>省略</p>	<p>16</p> <p>(12単元+4)</p>
<p>第3章 近世の日本</p> <p>第1節 世界の動きと日本の統一事業</p> <p>第2節 江戸幕府の政治</p> <p>第3節 産業の発達と町人文化</p> <p>○調べ学習のページ</p> <p>*以下、第1章に同じ</p>	<p>101-146</p> <p>102-199</p> <p>120-129</p> <p>130-141</p> <p>142-146</p>	<p>(3)近世の日本</p> <p>同上(ア)ヨーロッパ人来航の世界史的背景のなかで</p> <p>同上(エ)幕府の政治の展開</p> <p>同上(ウ)</p> <p>省略</p>	<p>20</p> <p>(15単元+5)</p>
<p>第4章 近代日本の建設</p> <p>第1節 欧米の革命と日本への接近</p> <p>第2節 明治維新と近代国家の成立</p> <p>第3節 立憲国家の成立と日清・日露戦争</p> <p>第4節 近代産業と近代文化の形成</p> <p>○調べ学習のページ</p> <p>*以下、第1章に同じ</p>	<p>147-210</p> <p>148-155</p> <p>156-181</p> <p>182-199</p> <p>200-205</p> <p>206-210</p>	<p>C近現代の日本と世界</p> <p>同上(1)近代の日本と世界</p> <p>同上(イ)明治維新と近代国家の形成</p> <p>内容の取扱い(1)</p> <p>同上(エ)近代産業の発展と近代文化の形成</p> <p>省略</p>	<p>31</p> <p>(22単元+9)</p>

第5章 二つの世界大戦と日本	211-254		
第1節 第一次世界大戦とその影響	212-223	同上(オ) 第一次世界大戦と大衆の出現	23
第2節 第二次世界大戦と日本	224-249	同上(カ) 第二次世界大戦と人類の惨禍	(17 単元 + 6)
○調べ学習のページ *以下、第1章に同じ	250-254	省略	
第6章 現代の日本と世界	255-288	(2) 現代の日本と世界	
第1節 占領と冷戦	256-265	同上(2) アの(ア) 日本の民主化と冷戦下の国際社会	13
第2節 高度経済成長と日本の発展	266-273	同上(イ) 日本の経済の発展とグローバル化する世界	(10 単元 + 3)
第3節 冷戦の終結と平成時代、そして未来へ	274-282	同上(イ) 冷戦の終結とわが国の役割の増大	
○調べ学習のページ *以下、第1章に同じ	283-288	省略	
歴史を学んで—日本の歴史の特色は何か	289	各所 わが国の歴史の大きな流れ、日本文化の特色	
重要用語解説	290-291	内容の取扱い (1) ウ・歴史事象の意味や意義(概念の明確化)	2
事項さくいん	292-297		
人名さくいん	298-300		
年表	301-302		
世界各国・王朝の興亡一覧	巻末グラビア	同上イ・年表を活用した読み取り	
元号→西暦早見表	同上	各所 世界の中の日本 目標 (2) 歴史事象の時期や年代	

計 135

令和3年度 金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択関係公開資料一覧

公開資料NO.	項目	公表範囲		
		広報広聴課 市政情報コーナー	HP 金沢市教育委員会 学校教育	学校 (個別通知)
1	審議結果	○	○	×
2 - 1	第7回教育委員会議(7月)資料	○	○	×
2 - 2	第7回教育委員会議(7月)会議録	○	○	×
3	金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱	○	○	×
4	中学校教科用図書 石川県教科用図書選定資料	○	×	×
5	令和4年度使用教科書の教科書編修趣意書 (中学校社会科(歴史的分野)自由社)	○	×	×
6	中学校学習指導要領	○ ※R2掲載済み	×	×

※HP：金沢市／健康・福祉・子ども／子育て・教育・スポーツ／金沢市教育委員会／学校教育／採択教科書

※「5 石川県教科用図書選定資料」については、冊子のためホームページには掲載しない。また、「6 編修趣意書」「7 中学校学習指導要領」については、文部科学省のホームページに掲載されているので、金沢市のホームページには掲載しない。